

届出等フロー図

※ 180 日超の営業を行う場合は、旅館業法に基づく許可を受ける必要があります。

管轄の地方局・支局（県）とやり取り

①事前相談（事業者の方）

※次の書類を予め作成いただくとスムーズです

- ・事前相談書（兼）説明書
- ・函面作成（手書きでも可能です）
宿泊室、使用部分を色分け
床面積（縦・横の長さなど）を記載
※サンプルをご参照ください。
- ・付近見取り図

②①の書類を確認（県）、修正（事業者の方）

③県の建築住宅課・都市計画課へ照会（県）

⑥必要書類を県へ提出、修正（事業者の方）

※ホームページに記載

⑦本庁へ送付（県）

観光国際課（県）とやり取り

⑧⑦を受領（県）、 必要に応じて修正・追加（事業者の方）

⑨届出受理、必要書類の発送（県）

⑩⑨を受領後、民泊事業の開始（事業者の方）

【事業開始後】

- 次の書類を提出（事業者の方）
 - ・各種変更届など（住宅宿泊事業法第3条第4項及び第6項）
 - ・2か月に1回、実績報告の提出 など

建築住宅課・都市計画課（県）とやり取り

④県の建築住宅課・都市計画課へ、建築基準法、都市計画法上の基準を満たしているか確認を受け、適宜函面等の修正（事業者の方）

消防署とやり取り

⑤管轄の消防署へ消防法令の基準を満たしているか確認（事業者の方）

保健所とやり取り

- 届出住宅で食事を提供する場合、事業開始前に食品衛生法に基づく営業許可の手続きが必要（事業者の方）